

インターアクションと教育にかかわる雑考2019*

齊藤 仁志**

Study Notes on Education and Interaction 2019

Hitoshi SAITO**

キーワード：共生社会 日本語教育推進基本法
(仮称) アデルフォス

本稿は持続可能な社会、共生社会の実現を求める日本語教師による研究ノートである。2011年より「インターアクションと教育にかかわる雑考」という名で長崎ウエスレヤン大学学部紀要に研究ノートという形で日々の教育活動の中で実践したこと、感じたこと、得た知見、また時事的な社会課題に関して書き連ねてきた。本研究ノート本においても、日本語教育の果たす役割を、共生社会の実現を軸に執筆者の感じる諸課題を提示し、これからの社会の進むべき方向性、そして筆者自身の行動指針を述べたい。

1. 戦前・戦中の日本語教育

日本語教育はその時代その時代の背景と社会ニーズに左右され、時に国策として統治あるいは同化政策に欠かせぬ施策として利用された。戦前の日本語教育は大きく国内での教育を対象としたものと、国外での教育を対象としたものとに大別できる。

国内での学習者は主に各国外交官、大使館員、宣教師、日本研究家、留学生を対象に行われ、日常会話や職業専門分野の両面を配慮した教育が求められた。一方、国外での日本語教育は、台湾、朝鮮などの植民地や、第二次世界大戦中には東南アジア占領地域において行われた。帝国主義的のナショナリズムの中で優越意識のもと言語強制される例は数多くあるが、日本語教育もその例外ではなかった。

「社会」は人と人とのつながりの上に成り立っている。言語は、この人と人とをつなぐ重要なコミュニケーションツールであり、どのような言語政策を国が持つかは、即ちどのような社会を築きたいかに直結する。今後日本がどのような言語政

策を行うかは、今後のどのような社会を希求するかにつながる指標である。日本経済は外国人労働者抜きには成立しない。日本が持続可能な発展を続け、共生社会を構築するためには、外国人に対する日本語教育のあり方、そして日本人の日本語の使用と外国語の使用について考え、施策として実行するのが社会における喫緊の課題である。

2. 留学生受入10万人計画

留学生受入10万人計画は、文部省（現在、文部科学省）により1983年に有識者からの提言として出された「21世紀への留学生政策に関する提言」、そして1984年に提出された「21世紀への留学生政策の展開について」の2つの提言に基づいて、21世紀までに留学生を10万人（当時のフランス並み）受け入れる施策として進められた。この計画は最終的には、21世紀までにという目標年度から3年遅れたものの2003年に高等教育機関が受け入れている留学生数が109,508人となり数値目標であった10万人が達成された。

日本語教育は、留学生受入10万人計画を支え留学生の学習と習得を支える根幹と言える。では、同計画が発表された時点で、国、自治体や教育機関などは適切な受け入れ体制、環境を十分に整えていたのだろうか。残念ながら留学生の増加に伴い多くの問題を引き起こしたことから、十分な検討と受入のための環境整備がなされていたとは言えない。十分な議論や環境整備のないまま施行され、受入が始まった。

1983年当初、日本語学校は法務省や文科省での認可制度もないまま、個人であっても無認可で日本語学校を開設でき、入学許可書さえ発行すれば海外から学生を招集することができた。一方、法務省入管も入国管理の規制緩和が行われ、日本留学を希望する外国人本人に代わり日本語学校が一括して所管の地方入国管理局にビザ取得手続きを申請でき、身元保証人も日本語学校が機関として

* Received February 4, 2019

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 外国語学科 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

引き受けても良いことになった。また1983年に留學生に対して資格外活動を許可することで、実質的にアルバイトが解禁された。当時はバブル経済の絶頂期であり人手不足が深刻であった。そのため特に労働力不足が深刻化していた建設業界等では企業資本により日本語学校が設立されるケースが多く見られた。日本語学習者は建設現場等でのアルバイトと日本語学校等での日本語学習を、慣れない異国の地である日本で行うため、非常に困難な生活であったことは容易に想像できる。そして日本語学校数が増加すると、その中には十分な教授経験や能力のない者を日本語教師として採用し、1クラスに多人数の学習者を集め、また学習者の日本語能力に差があっても同じクラスで授業を行うといった教育環境の整わない日本語学校が問題視された。また日本語学校を隠れ蓑にした不法労働者や不法残留者が増大した。

3. 在留外国人数の推移

1990年に「改正出入国管理及び難民認定法」が施行され、日系3世まで日本での就労可能な地位が与えられた。その結果、ブラジルやペルーから家族を同伴し移り住む者が増加した。しかし来日した日系人は住居を探すにも不自由を強いられ、一棟借り上げのアパートやマンションに集住する生活をするものが多く、日本社会との接点が限られていた。そのため日本の習慣や風習に時間をかけても馴染めずにいるものも多く、日本企業や地元住民との間で摩擦が大きく問題視された。

また1993年には技能実習制度の創設により農業や水産業、縫製関連業など人手不足が深刻化した業種で多くの技能実習生の受け入れが始まった。一部地域では技能実習生と地域住民のかかわりが多文化共生意識の涵養につながったとするケースもある一方で、最低賃金で長時間労働を強いられることや、業務中の事故にもかかわらず一切の補償も受けられず、雇用主から一方的に帰国を命じられるケース、そして技能実習生の失踪と不法滞在といった問題が多く指摘された。

長期間在留する外国人の増加に伴い、在日外国人子弟の教育に関しても多くの課題が報告された。保護者である在留外国人が希望すれば、無償で公立の小中学校で受け入れているものの、小中学校の教員も外国人子弟に対する教育経験が不足していることから、今もって双方にとって大きな課題である。外国人子弟の学習権の維持は、多文化化する日本において市民レベルでのボランティ

アとしてだけでなく、国や地方自治体がより主体的に継続的な教育を提供する必要がある。

4. 留學生30万人計画

日本政府は2008年、「留學生30万人計画」を発表した。これは日本への留學生を2020年までに、当時の14万人から30万人に増やそうという計画で、当面の5年間で大幅な拡大を目指している。計画の目的や背景に関して文部科学省の担当官の話をまとめた文章が外務省の運営するポータルサイトStudy in Japanに掲載されている。

これによると、高等教育機関で学ぶ留學生受入率は、日本では3%程度にとどまっているのに対し、ドイツで12.3%、フランスで11.9%、英語圏では例えば、イギリスは25.1%、オーストラリアは26.2%の留學生を受け入れているという。今後、日本の高等教育機関が他の先進国の高等教育機関と同様に、多くの留學生を受け入れ日本の先進分野において就学機会を提供することが、社会的役割を担うために必要であるとしている。また、グローバルな時代の中で、日本が、高度人材の大きな供給源となる留學生を高等教育機関に積極的に受け入れていくということは、日本の国際的な人材強化につながるのみならず、日本と諸外国との間に人的なネットワークが形成され、相互理解と友好関係が深まり、世界の安定と平和への貢献にもつながることだとある。独立行政法人日本学生支援機構によれば、2015年度の外国人留學生ははじめて20万人の大台を突破し、20万8379人となった。

以上のように留學生の受け入れが進む中、資格外許可が認められれば在留資格「留学」であってもアルバイトを週28時間まで（長期休業期間中は1日8時間以内）認められる側面に着目し、留學生を労働力として期待する企業も近年増えている。同様に留學生にも、就労を目的に在留資格「留学」を利用する「出稼ぎ留學生」の存在が西日本新聞の連載記事「新移民時代」などで多く指摘されている。

留學生のアルバイトは前述の通り1983年、資格外活動許可を得ることで事実上アルバイト解禁となった。その後3度の基準変更のたびにアルバイトに寛容な政策となり、現行の週28時間と緩和されたのは1998年からである。2017年には九州7県と熊本市は入管難民法で定められた就労制限を週28時間から、週末は8時間働いても学業には支障がないという考えから週36時間に拡大するよう

「外国人材の活用促進」として共同提案している。諸外国での留学中の就労（アルバイト）条件と比較すると、アメリカやカナダの大学では留学生はキャンパス内のアルバイトのみが許され学外でのアルバイトは原則不可、韓国では授業を受け6カ月以上経過した時点でないと許可が得られず週20時間まで、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドでは週20時間とあり、日本の基準が極めて就労に寛容であることが分かる。実際にアルバイト抜きには生活が成立しない留学生も多く在籍する実態があり、その一方では「働く留学生」が24時間営業をつづけるコンビニや飲食店といった地域経済を支え、地域経済において留学生が頼みの綱といった側面がある。

5. 日本語教育のこれから

2018年12月8日、「改正出入国管理法」が成立し、2019年4月1日より施行される。これにより特定技能1号を取得することで外国人労働者がこれまで認められてこなかった建築業、造船・船舶工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食料品製造業、外職業、素形材産業、産業機械製造業、電子・電気機械関連産業の14の業種での単純労働を含めた就労が認められるようになる。

労働人口を見ると、2017年の労働人口は6720万人であり、2012年から5年連続で増加している（総務省2017年度労働人口調査より）。また2019年4月1日より施行される「働き方関連法案」では時間外労働の上限を設けるなど、今まで労働に参加してこなかった女性や高齢者の労働力参加率を引き上げるよう施策されている。ただしこの流れも、長期的には少子高齢化により生産人口そのものが大幅に減少し、それにともない労働人口も減少すると見られている。

そのため、これらの問題の解決には労働生産性と知的生産性の向上と共に、外国人労働者の受入により労働人口そのものを維持、拡大することが期待されている。

しかし、多くの議論を残したまま強行された「改正出入国管理法」には多くの問題が横たわっている。文化、習慣、社会規範が異なり、日本語能力も十分でない外国人が各地域の中に増え、入国後すぐに就労が始められる。生活圈を共にする戸惑いは訪日外国人だけでなく、受け入れる日本社会にも大きなインパクトを与え、文化不適合からくる社会の分断が起きることが懸念され

る。こうした不要な衝突を回避あるいは緩衝させ、日本国内のグローバル化を浸透させ、多様な価値観を認め合い課題と理想を共有する社会を実現するために、今後ますます重要性を増すのが日本人と外国人をつなぐブリッジ人材集団である。それが日本語教育従事者だ。

日本語教師は、日本語・日本文化教育を日本語を母語としない学習者に教授する専門家である。また外国人との接点が多く、日々の授業や生活指導、教務手続きといった業務の中で誤解なく伝えるノウハウを熟知している。そのため日本語教師には、日本社会に対してどのように外国人とコミュニケーションをとるかを普及させる役割が期待される。日本は高コンテクスト文化だと言われる。言葉だけではなく、文脈で意思疎通をはかる文化である。そのため外国人からは日本語は曖昧であると指摘されたり、日本人は何を考えているのかよく分からない、といった声を耳にする。一方、日本人からは外国人は空気が読めないと言った声がある。日本語母語話者間では、言語化してこなかった文脈（空気）を言語化して伝えることが必要なのだ。

また日本語教育の重要性を社会に浸透させ、社会にとっての役割と必要性を認知させることも、日本語教師自身に必要ではないだろうか。2018年、日本語教育推進議員連盟は「日本語教育推進基本法（仮称）政策要綱」を公表した。この要綱では、日本語教育の推進を国と自治体の責任として政策化し、日本語学習を希望する全ての人に対し、日本語教育を受ける機会を確保する必要があるとした。外国人の就労を促し、その家族の入国も促すのであれば、日本語教育の機会を国や自治体が主体となり設けることが不可欠であるし、外国人を雇用する企業にもそのための支援を求めるものである。

福祉コミュニティの実現のため、人と人、社会と社会、過去と現在と未来とを繋ぎ繋がり共に歩む意思と教えを受け継ぐアデルフォスに期待し、筆者自身もその1人として共に歩みたい。

参考

神吉宇一「日本語教育推進基本法（仮称）について考える研究会」（2019年1月30日 確認）
<https://note.mu/uichi1113/n/n8c9cc51c58ae>
 志甫啓（2015）「外国人留学生の受入とアルバイトに関する近年の傾向について」
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/>

backnumber/2015/09/pdf/098-115.pdf

白石勝己 (2006) 「－平成18年度留学生数は昨年比4000人減少－ 留学生数の変遷と入管施策から見る留学生10万人計画」『ABK留学生メールニュース2006年12月号 (第61号)』財団法人アジア学生文化協会

<http://www.abk.or.jp/asia/pdf/20061225.pdf?code=120401> (2018年11月21日確認)

田中宝紀「外国人との共生社会に向け、進む体制整備－日本語教育推進基本法案で注目すべき5つのポイント」(2019年1月30日 確認)

<https://news.yahoo.co.jp/byline/tanakaiki/20180530-00085831/>

日本学生支援機構 (JASSO)

<https://mainichi.jp/articles/20180924/k00/00m/040/118000c>

日本語教育推進基本法 (仮称) 政策要綱 (2019年1月30日 確認)

<http://www.nihongoplat.org/wp-content/uploads/2018/05/7100d34177f764414c77de105b7e7d51.pdf>

三田牧 (2011) 「まなざしの呪縛：日本統治時代パラオにおける「島民」と「沖縄人」をめぐって」, 『Contact Zone』4, 138-162, 京都大学 Study in Japan 日本留学総合情報ガイド

<https://www.studyjapan.go.jp/jp/toj/toj09j.html>